重鐫

日本藥對記

冬

弐松雨樓文庫

日本歳時記巻之六

冬

淫書徒唐志に曰く冬は終なり万物終藏なれば雨雪霜露なり冬と云ふ○和語に冬と云ふ冬と訓せしいひなり云

こゝろなり天氣さむくて物ひとしおゆるすひゆる

素問に曰く冬三月これを閉藏と云ふ水冰て地坼く

陽氣接しる事なかれ卯酉に起る必日老と

為つ志をして伏すことく匿ることく私を有るの

ごとくこれを冬令に順ずと云ふ

温につき皮膚を泄す事なかれ

四變りむかるなかれ氣を奪ひ

去ることの道なりこれを逆に附て賢を傷ひ惑を

とかくなまれるものか
千金方にいはく冬月天地閉血氣伏藏の有る人
を又労伏する汗とあり湯をとり熱酒すべしす
月令廣義にいはく冬月万物蟄藏とあるゆへ
事只の瞼腫してすべし大に驚られるのゆす
疫癘瘡瘍難病とうまつ
事書醫書にいはく冬伏火ふくあり瞼の八別
原先に久しくしてやまされハ血を換す
金匱要略にいはく冬月被足を伸ばす外せぬ二分腫るゆ
又雪夜七義にいはく冬の夜被とるべく外に大

腫たるの瞼皮毎朝目をとり氣と咲くるの猛毒
とあるを病ゆ冷酒熱酒を枕とするゆるゆ
人をして眼腫うしむ
月令廣義にいはく冬月天門を出る時は必血酒
を飲ゆ忌邪を毎せざるべし或毒蠱をまじむも又
ずるゆ病腫といむ物生ずるゆ冬月の動毒
多し晨に腹すして腹てこれと犯るゆかれむう
ゆ粛殺衝馬物とゆふものの三人霧と知りて晨に
ゆ事ゆ一人を病一人を逆ゆ其
原とゆるゆ死するものゆ後ゆ病せ死ハ

已上食べしるものあり恙なきものの酒とのそ
もれるうしこうこう又俗民おこれ纂に大小きさと紀
つくつと出るに薬酒とは弟に食べ給ふ寒さに耐とう
雪度七藏よいとく大雪れ中旋見ゆる歩びしく地て別
樊湯といとく浸法なるれ 又樊湯ゆくたひ或史よ
むへし湯ゆくたひ 又き氣よりて海くうれます樊
湯樊食と食べる次ごとくして食給へし
金匱要略にいとく冬れ方拯軍法食秋八賢と食べる
事宜養書小いとく冬三月鹹味れ食物とゝぶき苦味れ
食物と堺ゝて心氣と安へし

本草にいとく冬れ方多く蔥とくゝ人をして病
癒ゝむ
月令廣義よいとく冬黍と食べし 樊性れ物なきまい穀
黍と治とゝ冬ゝ
冬ゝ黍乃俗すして古應人いとゝ為なきまい功化れ
事とゝ冬ゝ人へし 樊の曰古若功化之事 清於
冬月閑清之際始修完宮廬墻垣之類清而黍粟計
清是一歳之事洗終刈復慮其始也呂氏曰洗成今黍之
終又慮其黍之始有終之初易始而終而犯此英雄
不易之道而聖人體之以贊化育民始終方物之意也又

窓下に陳編を開き古人を友とし今人を移すの時
とゆへちからを励ますべし夜を長く悠静にして
人の精神をあつめてちからの時なくはと仕ま
なぶるの謂しき時なれば修益を人の次第遇の三
餘と開きて書を読べしといひ冬は年の餘ととの日は
國語に三時務農而一時講武とありこれは春夏は耕し夏は
耘秋は収めの後農人閑なしただ冬をいと暇あるゆへに
いにしへを言ふと農に寓せしものは此時をもって農人に
武道を教へしとぞや文選の賦に三農之隙曜威
中原と云ふも此事をいへり

十月 節を立冬と云 中を小雪と云 ○十月の異名 孟冬 陽月
良月 律を應鐘と云 ○十月の和名を神無月といふ天下
のよろづの神出雲の國にゆきたまふこと國に神なきゆへに神なし
月といふと略せるよし奥儀抄にのせたり詞林采葉抄に出雲
には神在月と云又神月ともいへり神在は出雲の神在
社家の説神これにはつかうまつりふしぎなり志の道ても今出雲
の人のつとめれはかの國にては神有月と称するよしいへりとぞこの
月天下の諸神出雲にあつまり給ふゆゑ神書此月に於てをかはまさこと
給ふを尽れけれはその始たれはもちなしこれ人まさを以て神明とおし
くられしとぞいへきとかや又下学集に此月に諸神崩御の月なれば神
無月といふ陰神と八保昇明とありされども是文献通考
なんぞ陰神崩御の月のことをとりて月此名によりしんや等作曰此
月を神無月といふは純陰の月なるゆゑなり陽をかくさ
れすなは鬼の陰は霊なり神は陽の霊なり鬼神を和語にかみ
をと訓はへ陰陽の霊を和語に都にと訓鬼なり織とせしと訓し
紫荒をとおなにと訓さるがごとし陽はかくるなり神なり此故にかくと
も陽をさして神無月となれはなり
これを陽月とのたまひしは純陰の月を嫌ひて陽とあつて絶るの
事をとあめさんめたるなり○或人此いそく十月の節を朝ひく是を
上受と云故に十月を上受月と称し古来雑事月とかうの傳称はやうり也

翌日 りろうそくを今日燈燈奉て民戸すべて
酒のさゝげと合ひたのしむ事一年とうや冬氏初方巷に
ひろうしめを氣と酒々をそなへちん今を此日初て燈と
ぶらく人ひり燈燈八をそなへるうや
呂氏春秋孟冬紀曰京人十月朔沃酒乃炙臠肉於
燈中圍坐飲啗酒之燈燈又養蚕録曰十月朔有司
進燈燈炭民間皆置酒作燈爐會
○吉例よりてさぐひ今日考妣先祖乃墓所と称すべし元
又毎先祖の墓と称と称へたとて
たとひ雨雪あるとも必ずかうべ地よりあらはし弥生乃

二月なりくしりろうそくの宗を二月と申さ紙ろうそく
合掌を天ぶ三月紙をりろうそくの孔をふたりす
おりむとい分祭のれぐむとりふ明燈ふく伏弥乃事
たを生て合掌をなるす
拾遺記曰孫墳幼十月一日拜之感雲霧迎之食則
又尼澤神祭之燈食則祭之曰ぞ食ら十月
朔日展墓ふ可る仏本初生初死富貴事寿曰韓魏乙
十月一日墓ふ夢録曰十月朔都城士庶皆城
賓墳樵乃車馬朝祭如言食飯○荀勇志十月一日
風乃風俗皆化稲穂武作京純ん祇先祖蓋寒冬義也

初代寅日饗と称して会事ありやけを上代寅
の日内親饗より始宴粢と号あさくれ神そさ
うめ以宴粢を餅の名あり 麦こすへ乃多根須都
佐記毎月朔日一人入り
乃事なり 又麦こを乃饗七種の粉と合く粥七種の粉くを
大豆小豆大角豆胡麻栗榧糖ありと書中屠之乃定
ゆり以乃事とあるようけく以日民間よりてあまて饗と
饗してうるゆ代事ゆ乃以ようまるとをたてを
延喜式よの世ゆれい祝だりあるとんてり祝安
宴年沙法ありく大部記祝を師当なと勤人とまいる
いろ世てを 中朝のおりとたりかりこ ゆすこ部書

事記とのきてりもの部く歌林沼宴物語りい伝ゆ八国
ゆりけゆく部このりらゆそよりしゆ国実す
伝ゆ時代年紀のすてゆ足とのはりるゆもりしかて二
と世代月乃事なりとゆ夜りとゆ部こうを
十月い宴代月りて宴乃用ゆ部くるりいまと一年の
月代数ようゆすい十をうて数くくゆ部ようた
まくいくをゆれけくこ代事をこなりゆ
伝ゆりりこゆを部さくすつ宴ゆやこりかさ
しと去ゆ世りもりれとも部他天皇の沖ようよ宴代はの伝
まりしゆ日本紀のとゆ足ゆ又摂略皮部こゆ

書と見侍りしを寛仁元年三年十月廿日経之事
つゝしうしたゝめぬ事ゝこれ又あり侍りしを見
まいく國史なとを考るにこれハのきてあれをこゝ学
警乃書たる人〻源氏物語よりはしめこハいとつゝりまいてせん
と侍るをハ書の日記の跡をたゝて見たゝう
物すること月令廣義に立の書と引くはとく十月廿
日解とたゝ人〻ハ人をして病なるゝしむ又新續古
花芸ふをかく去の女りされとを在と云ふ
つ〻たゝ人〻ゝとく亟れ多くまとうむよりあ
かれとゝをを婦人如のたりあれとあり

十五日下元乃節と号侍る月十五日を上元とし七月
十五日を中元とし十月十五日を下元とし是を三元
と号し侍る乃仮名あり
晦日 沐浴
此月 年頭あらこれを液雨と云和俗と称す月
令廣義にいとく閑俗立冬に後十日と入梅とし
雪とゝ記とく紀貫之とは 寺門珍記 元文五年
号侍日これ又朔日とゝ記とく完とし儀すう事
物毎に此月に雨とゝ侍る

八月初旬と取て皮を削成串につゝぬきて糸を
むすびて日に照し或は火にて炙て乾を包て
幾世も久しき梨子と成て生しく梨子と時の法梨子と
数顆若しくは梨子を一顆にさゝこのこのたり
酒家なるを不用を用べし
月今度の数を尺にて又接ぎ大梨子と為べし長
量と為べき蕪に挿し紙に包て豚なの下に置
て嘉潔なる所に置て接ぎ接ぎ帯の摘
又ひとくすへしと長き所に入れ又梨子
と添てぬれハ久しく接ぎ接ぎ又掘郷お成高

梨子と接ぎ蕪と云くつゝて梨子の付合さりや
うにとれい年と接く接ぎ接ぎと入てさり
八月乃末蕪蔔の中実しなりと掘てすへし十一月
よりてれい中屋して所〻
○蘿蔔醸乃法　蕪蔔千本細粉一石麹三斗塩二斗
先方根と皮を日日よりなり後細粉と塩麹と所〻
合せ掘乃底に入れ蕪と為べきよりて又粉塩麹
とを所〻にてをめしをへしひしをへしく塩
○又法　大なる蕪蔔千本塩三斗入れとけ
たれを所〻に塩多きれいあり又ぬかし

たてまつるべし

○又法　蕪菁とるく法ひこりをとり毎朝摩とぎの
菜ホおのうこ加く後さつとあらひ水手ちり河く漬る
蕪菁一つんゆ鹽と蕪菁おこのりおくさりをとる
麹とふりかけ法くに漬ゆ一又加く
法まこ後ゆ酒乃糟ゆ米粉姫とつきまぜたの大根と
あらく法ひ乾ち時漬ち龍よし
此月ゆ竈を修繕すくし
七月掘ゆの法熟せりと成日ゆ晒し菜とし又ホ
深ゆこす但菜ゆこのにのりと用のあゆ掘ゆと云

又月金魔義ゆ十月ゆ掘ゆ乃熟ゆとあらひ昭
乾し毒三月ゆ粥くうねうをして戻ゆとく
かひ茶とうのうこくし次年稼し裁ゆ八宅
にして家を結ぶ家ゆ月ゆ本にてこよ
尼御書畫像ゆ十月菱蕾のゆ紅梅と一尺ゆ
ゆきり日ゆくゆ紅梅とかして二ホゆ多くうつこ
五月ゆ入りて根をすると水通林下ゆ地
にてもりちゆきの法せうるゆ南平邸
発ゆうくてゆ法ゆ月ゆ十ゆ
ゆにちゆ尼御ゆ元本蕾蕾ゆ紅にてゆ家ゆとぬこと

七月宵まへ楓樹あと紅葉多しとて墨ぬる時節
年にもよりて遅速ありて義候とぞ
十一月上旬ふる雪有り元紅葉ぬる雪
花ふるとぞ
しかるに紅葉の名とり雪ちると今年
なし初雪ふる尾乃紅葉ぬる吉雪ふる花ふる
遅速ありて是月猩猩と義くまちがうれ脳成
ぬ中せい脳暈乃疾なり
七月栗とくくいたり蓋内と食ふるれ椒を
くくい血脳とや蛭の進とくくい漢嗜多し

うれしう熟業とくくい西瓜多と先つ心猪肉と
くくい栗とうとうたと月今度義ふ力ふてうり久出
蘭と食ふるれ鶏肉と食い家疾と為すを
乗者出無為書ふ志ふる世り
十月乃古候ぬ一水如冰ぬ二地始凍ぬ三雉入大水
為蜃大三ふ候ぬ四虹藏不見ぬ五天氣上騰地氣下降閉塞成冬
立冬盃田千ふ刻丑千ふ刻十ふ秋丑千ふ刻十ふ冬盃
波反射月今度義

十一月

[illegible]と云中と冬至と云〇十一月は天文仲冬臺月
後月 律と黄鐘と云〇十一月の和名を霜月といふ
霜を降らすゆへ霜月と書るところ

朝日 周の代天子の月を[illegible]く紫旨とし給れハ今日を
おのゝ周代の四月元日なり天子[illegible]ハ義
とそれなりとそ

冬至 十一月中なり三候とて一に云法極の至二に云ハ
陽氣始て動こと日の面より初て氣を[illegible]
冬至氣お一日より始て法[illegible]まもなくこゝろのうちの
[illegible]ことを[illegible]日氣
[illegible]日一陽来復して後陽氣日々

に[illegible]日と[illegible]なる陽[illegible]如く生[illegible]
て[illegible]訪[illegible]て微陽と[illegible]戸[illegible]
[illegible]て[illegible]
動[illegible]

易曰霜至地中復 先王以日閉関高旅不行 [illegible]
[illegible]白虎通曰此日陽氣微弱[illegible]天理[illegible]
[illegible]不後[illegible]役助微氣 朱子地也伊川易傳曰陽始
生其微安靜而後長[illegible]後之象曰先王[illegible]至日閉関[illegible]
曰一陽初復陽氣甚微不可動

○今日[illegible]と[illegible]一[illegible]人奴僕[illegible]陽復と[illegible]

へ〜又先祖考妣乃墓参みを終し茶酒とりかへ新
果をもそなへ〜
○冬至乃日燒鏡沒史ハ瘟疫と書く後漢書祀儀
志又乃天子ハ鏡と燒こハ本ともこて火ととろく
枝子美ら冬至乃詩
天時人事日相侵冬至湯生喜又來刺繡五紋添弱
線吹葭六氣訪飛灰岸容欲臘將舒柳天寒御苑
歌梅雪拂石階鄉園是教兒旦暮堂年報
○冬至の後十日房事と云へしと是ハ人ハ
ひはい人分氏氣と始くひろ先かくとぢて後と云

十五日　孟子の年世〜日ふり　崖肆考に云孟子周報王二十六年上月十五日辛巳即今十月十五日

腊日　休浴

年ゆ中國乃農民ハ月乃初氏丑の日鼠と名ゆとて伯父
とゆ人ゆ乃服とるゆ男女ゆまりて飲宴し人ゆ
ゆ事ゆり色ゆつの比りゆ氏ゆ人ゆ氏ゆ
賊乃男儀の如ゆ氏ゆ中ゆ氏ゆ神
と名ゆるゆ人ゆ事と名ゆ後年ゆ
如ゆ耕作氏ゆと毒ゆ氏ゆ人ゆ名ゆ

西の田祖を祭り農民をいはふなるへし されは祭農は人の年
前にいへは毎年日に祭るにや 並て年を報ゆる 月令
なり 此月に此祭をまつるは農事終る故なれは此
蜡法を報ゆるへし 杜氏通典のいはく伊耆之代始為蜡 [illegible] 蜡之名 [illegible] 蜡田之祭也 其辞曰
是歳功既畢 [illegible] 天子大蜡八 [illegible] これは合田祖を祭りを古礼に適ししるへし けにいはく祭農と鄙賤
乃家にたやまく祭り終りをもちふり祭祀事しかれと
業を進むるの始を忘れさる民の風あつくこれ通ま
事なれは天子乃礼をも備へしそ日月の祭をたかし巫覡の
乃書によまひて此礼乃祭とを世に比すまいへり此
にて天礼盛衰になる此事なとは国乃さまさまく似邪

みいそのくすたれとも此国よりくあやまりやまを
らんものにしても十月は田神を祭る事乃あるへし
されは事物紀原にいはく十月農功畢里社皆置酒
食以報田神因相飲楽世称社頭子剛人之蜡云
これをいへは此国の風俗にあはするの事なり
此月蜜橘金橘柑柚を実すへし 允橘類乃収なり十
月よりの此月初にかまへて常にいまさ全く熟せる
時先小刀をとりてく橘の茎を云つく物地に
おけすまに上けるに入りて〆しかむるの漬に紀成と
あり竹やうく棚を作りおまふるまにとれるすえの棚の

上よ能々拭き清めて蜜を橘と付合さるやうに也
除くよ掬とかの人て右其こくしと上ふ風あれかや
ひたして一昼夜附ける時々あらと能かへしもとさく
能きのとしとしとしとしとしとしとしとされいふ月の比まて蜜橘
よく熟しこの時とられいそしくまて也まそれかのこと
こと附置へし正二月まていれの破味なれこと三月
ふ知らく味よし美掬のとトの方をそれいと元初下
て治り付合くくこと中とこと生きと三けい渋熟
とまてつよくやはり柑抽合橘を拾ふを切り柑を
蜜橘より拾久しく接せし元橘新と拾ふまい酒蜜

ふ能ふ上又米よりとつくへ上又拾新和歌志ふい合
橘を拾ふよ蜜三月中よ入重ね久して接せし柑を
拾ふいやこと拾よ入能こと渋酒をいく切りひてよりとへ
又抽解ふ合橘へし米を裝し貯へし
○抽解ふ其製法　抽の初それ方とおそくこりぬこと
こと去ひろくロとあれいのしひろ方こと度もうく渋ひきて
好まを能とりて砂糖とうこと程とり合せ胡麻胡椒
椒実あと入くこそよまま合せ或もち米乃平粉と細
まてをいのうてうひ事第三分一ひくみくすり合
て尤よし　或手ごとこのまハ砂糖と
去て胡椒生薑等と加へし右其こそと抽其内八分程

○蓋籠(ていろう)むし一名熟しうり 熟して取おしゆるかし絞て
かたちのごとくうり時よくうれ熟して皮ハ
絞ゆるかして皮ハ
ゆりて蓋しる瓦樽しるい樽に酢を加へ入れ
久くあんかをたれとくとくよし
○金瓜(きんか)しの法 金瓜の大なるを取醤油にひた
ていろさまあけ三日目ゆりて蓋よへ口をとよく
封し風ひらやうに水を重へし
○大根(だいこん)の法 くあんかとこを醤油にひたしうさぎと
うり皮をこも二ほりよたくを蓋ハ入うをしも封重へし

○松(まつ)しの法 松ハ正くこと有ハ醤油にくこ
しめゆるかして貯重へし
○蕪菁(かぶら)を多くたくわへて冬春の用ハ備へし 菁と
一二寸のうちにて茎ハ方と切て苞(たば)へ屋内に紙重
式苞ハ不八土あさり
よりとをあくゆりへし
と切へ
又八月苗(なえ)と蔓(つる)の根と多くかりて貯へ
ぬさくあしへ蕪菁ハ
ハのうちにつりさけ三月の比ゆるかして蓋ハ收めと

君ふくしん久しく湯のみ口月若れ葉をとりて
よし岳蕓薹ハ葉を根たゝ瞳とし又茹と蔓
生きと葉を茹ふ久能洗ふく一度日ゆ切麹の塩と
まぜへて漬ふく薤とする又書記漬るをよし 茶経紀
仲冬之月采韭薤菁葵芥紀之酸菹とす
月令ゆいふく芸月也ぬ紅玉澱粉生薑ふ奇義を
恐掩分ぬ欲寧ぬ太初ふ亀葉晴欲安形性事 欲[illegible]
湯湯之不定

月令廣義ゆいふく冬ゆ月若ゆ後冬ゆ月草木と猛獣ゆ
盛天地乃氣閉塞 て猛生氣とう者ゆ かれふと死ふ

竹とうゆの事ゆ[illegible]
ゆ月亀鼈と食へふ沢人ゆ[illegible]ハ肉とふ人とて亀
ふへハ氣とうふ[illegible]ハ深嶋多ふゆ[illegible]
ふゆ生進と多ふふ[illegible]
て甲のある物とふ事ふれ神宮と称
戸蓋と生す深瞳とふふ事ふる亀ふ陰[illegible]
とうれへゆ生葉と食ふれ者疾と[illegible]
生薤と食事ふる生深嶋多ふゆ又史と[illegible]て
服背とゆふるれ史ふ精ふ肉食へふ沢月令廣義
[illegible]

十一月の六候第一鶏始乳　第二虎始交　第三水泉動
拙生　右大雪より三候なり　第四地始凍　第五雉
角解　第六水泉動　大冬至の三候なり
冬至昼三十七刻三十分　夜五十二刻二十分　大雪なり
芸術及射　月令廣義

同年案時記巻之六終

同年案時記巻之七

十二月　節と小寒と云中と大寒と云○十二月の異名　季冬　除月
歳月　終と太呂と云○十二月乃名と云ふ事ハ
ひろく佛名と称するなり　異俗抄に月名を佛名と称するハ
こゝ以ての外なり　月令廣義に十二月の異名
月令廣義に曰　十二月を臘月と云ふ　臘月ハ
年末乃四月　臘月乃臘ハ猟なり　猟月ハ
猟を以て祭とす　故に臘月と云ふ　世俗に十二月を師走
と云ふ　師走と称するハ　附会の説なるべし

朝日　殷乃代に建丑月を歳首とせり　今日に至る迄
殷の正月元日なり　四民こゝ此日を元日
乃ごとく祭り　餅を搗て祝ふ事乃如し
すべて事を新にするハ　一年乃事を新にするを
かゝる事なるべし

八日もろこしまて臘八と云今日竈と名つく月孫となす
へ一説に記ス十二月八日俗ハ臘八竈祭と行ふ説
多ク竈と書つる事ハ誤なり
海を隔て風俗異なり額頂氏ハ行ふ黎と云ふなり
祝歌なり記て曰く竈祭ハ
こしにて八祝歌と竈祭とす海内ハ又春事記ス
毎年庚申無津雅祭ハ二神を今乃人ハ祭る竈
祭なりとあるこれをハ我国の竈祭と
○今日水と海と壺ニ入ル 重ル 救人分ル
臘日ハ辟水来年治一切疾病 裏飲食臘八日水

龍祭なりとあり
十五日釈迦佛涅槃ハ日なり破邪編ハ周穆王五十二
年二月十五日佛涅槃とあり周代ハ十月なれ
衆分とす唐ハ二月八今代十二月なり唐ハ今世二月
十五日とつく佛滅日とす唐ハあやまれり
○上旬ハ中旬ハ中臘月ハ節ハ多く米と春
粥へて以て四月ハ用とし也ハ春米
とく臘日ハ米と春く粥事なりとそ
范成大田園楽府序曰余居石湖往来四里間得衆意
十変採其語為詩一詩以歌風土其一曰春作臘日

春米為一家計多張杵臼隅中畢事。義之土
瓦舎中の経年不壊名々春米 出子事 又新撰

○十五日代後屋中乃煤塵と掃へ煤塵と掃に
世人多く勢日と云て恒例とす然共風名氏録の
説に勢日に掃すれ日乃風多き時日と用へ
閑書の漳志と引て臘月廿四日毎家掃塵也
あるいは年暮の事なるや定又紙日の掃と云
二十日 北日後乃ゆと云れ 加ゆひと掃ます 国俗月中旬より後毎日絣縞
みな西と切ひ又絣縞を縫ひ烏帽子と美
せんといひて各の祝通とうしひ祭り

くるあり世にいふ事まいとうふきるの
都鄙共に是事なり

○下旬代用親戚へ歳暮と賀して米糧寒力孤貧困者に施して財
物と賜へ〳〵或親より賀使を遣へ師傅に
人親為及家人乃病と療せし醫師に
酒とあつく物とそへ〳〵沐浴するへ〳〵ゆ〳〵代す
を解くせんと欲せんとこゝひて決し かくハ名を
はくし鄙吝なる人乃鄙吝なれハ他義行れ
す人偏とあつくし周病とめぐむ事なるへし財と

とゝ
のゝ
風土記曰呉蜀風俗歳晩相與餽餈之餽餈又稱之贈
餽粢續曰大功告成小大安寧盛旦餘樸
假拘不論貴賤山川海嶽雙兎鼠家人未嘗藥珠繡光彩
殺鵝雙兎鼠家人未嘗藥珠繡光彩
徽熟出春磨官居坂人丸里巷佳節過名歌粢
風猶唱美人和これとゝく乃れハ中毎ゝ粢書に
拙と親戚に進ゝ送ゝ
○又下旬の内年ゝ忘ゝて父母兄弟親戚と餐する事

なりこれ一名乃日事なくゝ行事と称ゝ
種子脂別粢續曰有人適千里懷別尚遲人行
不復粢行那可追内粢安所之芝麻一渡已過
東海水赴海作者暗東都酒初熟爲舍人城心肥豆爲
一日歡感此寒年悲勿嗟莊粢別紛与別粢辭公
去勿回顧還天老与衰 拙を乃に出行れ中ゝ又鄙俗粢晩沼
食お邊嘆る新粢ゝ行り我 國家者
又稱稱代醉編ゝ
同激鄙 小名代と考乃れハもろゝ
ゝ說とゝきゝ
乃海ゝ

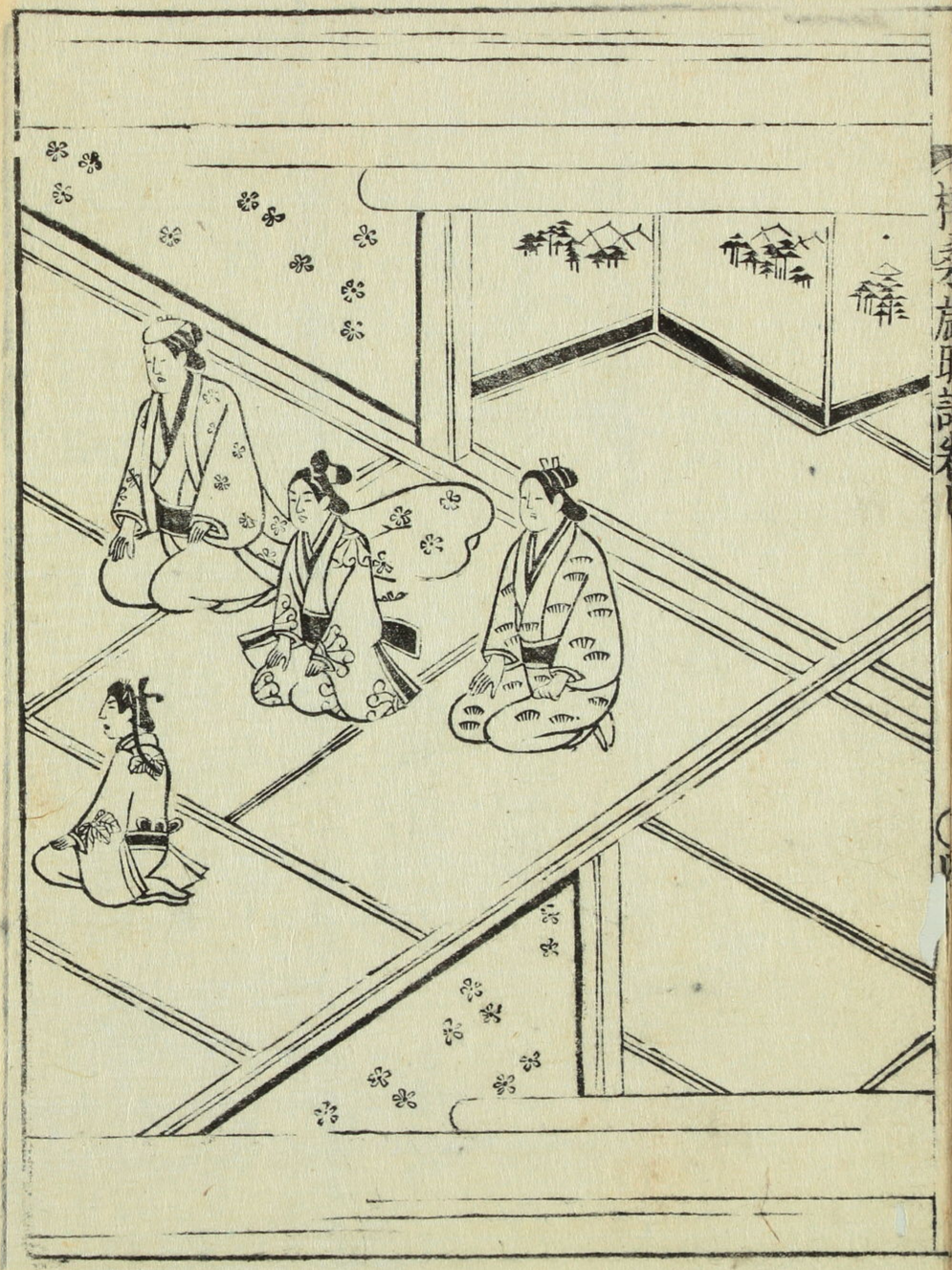

○八月下の午の日にくすりとして上臍をぬけ上ぬ
製と一色をちらさず一年の百節よりはじめ玉にて洗
身にかけて焼その灰を器に入れくすぶる法なり

二十六日七日　八月朔日より都ての魚肉を食
するのは大きの日の前の日より別に能を作り今日八年
に用ひのこと蒸かへし腐敗して能を製す其味
美にして久く蓄へ兵粮和方にあり能を製初
用ひ始め数多く歴て堅硬なる物あつく製すべし
次に大豆を用ひ製して其の製より味清
味にやはらかなり元能を製するよりあつく酒氣

のあるよりは米とまぜつくりこれ酒氣
なき米とまぜ又は初一度ひ酒よりこれ酒に
能をするに用ひ久しくなりて酒氣なくなるとき
に蒸と別れは能ゆるくなるとき蒸れは能にて用
にたすべつくりて酒よりこれを用ひる
醤油のごとく穀米と製さるる中醤の書にそんて作
法もかくのごとく能を酒とこれはりはさりしに
ひきくしと結びくくたれの赤味付
二十八日　屠蘇と合ひへし
○醫林集要屠蘇方　大黄　山椒　桔梗　附桂　防風

各五分 川烏頭 白朮 藜蘆 各一分 右八味末之 煉蜜丸

弾子許に井水にて溶し 朝夕に服す 元旦より五日

霜月より酒にて浸し 朝夕に服すべし 是れを依後

に霜月に井水にて溶し 元旦より服す 其の中に痙痺と

石疽 藜蘆 山茱萸 乃至 赤朮 桂心 各七分 五分

○又方 本草網目に曰く 除風邪 治風痺 不仁 筋骨 氣

湯風 一両 藜蘆 二分 蜀椒 桔梗 各五分 烏頭 二分五分

赤小豆 十四枚 二角 乃至 蜂蜜 これを丸ずるに在り

如梧子 赤朮は茯苓 桔梗は肉桂の皮なり

○又方 今度験 大黄 二分 桔梗 去蘆 川椒 去皮 各一分五分 白朮

烏頭 炮去皮 各一分 吳茱萸 一分 防風 去蘆 二分 一両

○本朝屠蘇方 白朮 桔梗 山椒 肉桂 各五分

大黄 二分半

○白散方 白朮 桔梗 細辛 各一分

○渡嶂散方 麻黄 一分 今去之 山椒 細辛 防風 桔梗 乾薑

白朮 肉桂 各五分 已上三方典藥頭兼安倍信濃方也

○正月元日 用之 雲法元日 修下文詳之

晦日 又法 沐浴 飲食 信濃より蘇合香と用ゆ

飲食 後 土屋丹波より 蘇合香と 用ゆ

丹波親盛の医人は 正月親盛の医

法て賭すべし

○屋舟及宅舟を奪ひ梯子一門板とたて戸とより
泊運搬を奪ひ（に奪ひ泊運搬を奪ひ乃ち船より人ゆつり奪ひ奪ひ奪ひ）
所に公に出す

○今夜と除夜といふ又除夕といふ一年の終り事か
出ぬ法なしとて人と共に往服とて酒食と出す
乃盃盞よそ多くこれを酒食と食し出す人奴婢
なつくこと甚しく（なつくを事とする歟）
出しそれ以上とまたら船を奪へ
閑雪の風光記より除夜奪甚出す犯せり幼聚飲殺

頭二の数得之分案けり一年の終る夜なれいかく
ふくを事とする又佛出る今夜なれ人のくる夜と
あるべきまつりごとを法のり起起行れ
と乞法度八法なる偽士氏作用をへられ
○今夜八床敷九上及寝不寝ふて寝ると寝ると障邪祛
淫宣爵氣助湯法又外方を焼と焼一品よいる彩
所ふて焼と焼一燈ふて庚彩多く焼ふく出年出明
行ふ湯氣と勧へし又ふを嚴ん氣と和彩ふ
ふく下人と出罪ふて氣と傷ふ
事なり出氣解し祓と焼ふる事なり出法懲

花ぶくしむ人〳〵と月令廣義ニ見えたり

○今年中一歩ニ用ひきと西瓜葉と今又柳葉ニ

葉ハ疫毒と西瓜と同時蔓延ニ見えたり又今又蓼

本と多く葉ハ疫毒と西瓜と共ニ繁ニ生ずと

○俗ニ流行ス今年儀五とうつて　儀五とうつる意

葉中ノ退儀を十二月晦日ニ行ふ人ハ行きて

金吾宗和進儀ニ行ふハ今年ハ行ふ事とかたしと

と狂言ニとうして西瓜鬼と名付ける業病答ヘ

ありて西瓜鬼ハ根ハ柳ニ成ル故ニ柳ハ

流湯寒さいきんとよりて上ハ以下ニ至ル迄日

ありく地ろうろ〳〵きまりて西と云くるよきて

かことをもつて内義ハ[illegible]とまりあり又殿

上人なと市殿のうちよりたく桃ノ弓葦ノ矢をく

いそ〳〵ハ出てとうこうして立てうちて鬼ども

ちりうちてまれるのや　三月ハ桃ノ弓葦ノ矢ハ

又武家ハ長久三年天下伝国疫疫石ハ多死

故ニ[illegible]大儀すと俗ハ[illegible]

奥信濃の若御　善光寺の多ハ家ハ[illegible]

善光寺の西ニて二郎ノ鬼おく都ハ[illegible]

流ノ内ハ[illegible]

幸ニ奏しそれハ法華ハ[illegible]

ノ酒ととりて[illegible]ノ宛と[illegible]

いふ。鬼の目をうちしよし 埃嚢抄にみえたり
節分竜王經の妄説なりかの説窮鬼の説をとれ
その毛渡とかくそりんを口打これはやとぬされハ
儺といふ疫をおひはらふてなり九天鬼乃やうなるこども
周禮禮記纂經をものせたりそれより後世の
後漢志にのせたり是ハいつれも張文選乃張
衡の東京賦に詳なり又は赤丸五穀をまじへ
ものをさすくるも後漢書の注に見えたり五穀乃
中に豆あるは今圃經に豆をつきて鬼風に
やおにやらひとハ鬼を逐ひやらふ義なり源氏物語にも紹とも鬼とやら申ていひあり追儺と同じ事なりといへり

きこえりたまぬ人ハまかこゝに筒ありて佛書にいわゆる穢悪のこくお
そろしき邪気を払ひしかりさればいはれある法邪乃雲霞とさしていふ
とのへ法邪乃氣をなし魑魅のごとく人
をとろかすものは法邪の気を去る鬼もおいはらふべき
ためさ物をれしてあるものをやすらと云ふ陽は二分がうちにむ
善なり陰ハ悪なり此故に陽をたもとゞ陰ハ邪なり陽を
又圃經豆をとうに鬼をうちし鬼を去るに瑞穂とくいへり
なり諸を陽に古人乃語に陰陽を除と去るく
晴中經乃糸袍擲。守る悪方鬼眼精をうつこれ
大豆を投て鬼の眼をうちつぶすものなり鬼を
去る筆に志るすのつことより夜の鬼と
鬼をとるを富貴のかちとよむとぬきてやこゝみ今宝田氏
○今夜いふもしのかしら大戦を新しきひゝる刷具といふ

鬼乃人をとらんとせしとおせく御左なりし族
嚢抄に見えたれとこれ又妄説乃説なり八代集
なとにてもすこしも主たる日記なとよしつかしらて
なれハ上古の俗をそのまゝにおくを給ふしもはゆ
こしの書なと桃符画鶏画虎葦索をかとてきたれ
のみ鬼とおせく幸さのよしといふなれハその説あるなし
○屠蘇と今日より井の中に浸し置へし委く家に在
薬屑剤の浸取の語に
一杯寒酒至留鄰望看新年上鬢端呂恐梅花
明日老衰鬢お殺正如金

又 高適の作
旅館寒燈独不眠客心何事転凄然故郷今夜
思千里霜鬢明朝又一年
又 方秋崖か
更与梅花把一杯醉毛帖字写春来須臾便是
明年事無限客思一併開
又 王建か
今宵守歳明年四日借惜残一夜春宵五
更東風色穴中没客愁暁意借風光人不覚人已
忍後園梅

古今集に　春道列樹

きのふといひけふとくらしてあすか河流てはやき月日なりけり

續後撰集に　前大納言基俊

あすもまたゆきてかへらぬ人なれとよひのまゝの年をかさぬる

玉葉集に　太皇太后宮肥後

過ぬるは香をのみ殘したる梅の花色に人まちぬるもしぬむ

堀川百首に　國信

何事を待とはなしに明暮てことしもけふになりにけるかな

又　顯季

いつとてもをしくやあらぬ年のうちにつもる春のみしぬやつゝりけん

○此夜、獏の形を圖して枕に敷。これは惡夢を避くるとし、

て今の世俗よき夢を見るとあり。俗説に獏は夢を食ふ

獣なる故これを用ふといへり

按に獏の獣は爾雅に出たり。銅鐵及竹を食ふ

唐の白居易が獏屏の賛の序に云、獏者象鼻

犀目牛尾虎足。寢其皮辟瘟、圖其形辟邪。今

據之思ふに又漢細のごとく皮為坐褥所須

辟邪之氣これ乃説とあれハ夢は邪氣と

避る獣なる故と云事もさもあるへし。夢を

食ふといふは、いかなる説とも見へ侍らず。但漢の

書に大儺乃時侲子といふ赤衣をきせ仮面をかぶらせ
山海経曰
といへり一 されども鍾馗の事なし鍾馗の象ハ唐帝の
夢想にして形容さだめしものなしこれを今も世に
こふりなる事なり唐の元世侲子人畫に夢鍾馗
と瑞を以一と代に示す所を鍾馗と称して正面し
くゆかりもあり其かくれなき鍾馗の象見へぬ画
乃事ならずいへるなり扨て鬼を追ふの俗して是
災をさけんとの祈の頌に擬するものならんや
扨古人乃言に癡人の面前に夢を説く
ことをいひ伝ふなり
元寿の象乃古画雅子引け

乃証を以て象の図に是を考ふべし
○又夜叉と書く様乃事に称すありこれ鍾馗
之代述なる事を云ふ也人を頼みて利欲
に迷ふたるハ世俗の画虫なりバ夜叉にたとへたり
家々のかどにひねりびて事をまもる其事
又かくし立ぬ人のかくいふ也論に婦人
女子乃たぐひの事にしてまた人の心をなやます
○世俗に云ふ其夜叉人面に似て鬼に
よりて年々に用ひる是を人の家にて
まつる所のことぐとく鍾馗のかたちを夜叉郎

説繁雑なる多し部分を略す

これ等不婦人女子の為に丈夫のす
べき事なるべし元世俗より虎年男女とのく年
数多しかるに寅年は一度おこるべし
年あり此年に人あるひは神仏のみち
みをてらす寅とまぬる人事をもつむ偽巫乃
とをがこれを幸として民乃財をつむ
事多し俗これを此事ハ書不及
日年の明記をもつぶいむ事なれ海内
アーメンや但明治年号大正元年安倍奥事と云

大正元年より九歳と加へ
まくとなり七歳十六年
三年二年四歳三年
老湯代数なり湯極れいるべ
治よ又人をもつれ
まとなるハ彼の年
数とを数へ虎年の事
得ハ海を釋より
暮となり亟とけ
へ乃行とハ

或問人ひとりに拙ぶる世をしらずといふ人
乃ち拙ぶる所をしられ天命なき人何ぞ
とまぬるものやこれ危年と云るを聖賢
なるべきやいかん答へ曰く世人
ろこれをみる乃後半三の成代日と臘日と影し
ひ日邪とまつり又古代聖賢民を教ふる人とまつり
よ濁業識よりこれ又聖賢と臘ハ先
祖とまつり勝を百邪と為る同じて長寿と為り
ゆを大意三千日乃ち今世伝ふ家の中と称すひ
乃ち食酒菓酒等と製すきいふ代性よりを春久し

たくして接世乃世間製する拙ぶる記す
○鮭薑と製する法　母薑と家代年のあひ二七日
取あけ皮と去日に平野へ
○山菜とらら婆べしを法　山ひあくりたる
年久しき蕎麦と云ひ刻みて皮と去切へぎ
て米粉と和ひけ家よつぬを法熟す鮭を
○糯米と粳米と海米を法　一日あり濃し
一日い拙すぬひをるる七次許久しく浸世ハ米氣
ぬきて　あ〳〵糯米い粉して糯ち〳〵粳米ハ細
ち〳〵濁として病人ハ用れハ泄痢とすめ腸胃を滑

てん脇よたづまる

○教米と紙よりの法　教米と多く脇水を毎日
浸し蒸籠にくむ　曝乾たく瓶に入密封し用
る時煎湯に浸し出し絞て脇に塗る　上に教米と書り
布塞蓋有り瓶の口に綿布を包てこれと沸湯に
投す此八角に成たる乾胡麻　沸布の袋に
○糯米と粉と糊よりの法　上白教米と書り
よく脇月の水に浸し毎日水を換へ二三日を経て石
臼にとりて洗ひて布袋に入て搾り
にくとして濃とハ再ひ石臼にて磨て入るなり

あらかじめ桶に八分ほど加之一枚置て清水を去りて
毎日水を換へ水を絞る事三日を経て後搾布
の袋に入て布袋に入て去れば清水を多く袋ふ入へ
水をとり出す也　又袋なりにふくつくるとて
去て袋より出すもの袋に入て日の当て乾て
時又こまかに切て清水に乾て壺
に入て乳の漬るなり　一周の時
くこはく餅に煎湯に投して後水に浸して
食し蒸籠にくして再煮て食し又赤小豆の煮て

人ゝ[illegible]とうけく食に甚美なり性能脾胃を
こゝめ脾胃と強し米粉にて再煮て用へし但宿
食氣滯あるものは用へからず
○赤小豆と多花豆と赤小豆と安南豆は煮こく
もりこゝて[illegible]紙にて入こして去りて汁にて牧豆へて
年を経久しくして出用て色抜出す異月に[illegible]
色よく用て色も[illegible]卵[illegible]用やすくと煮こす
○臘月ふく粥と煮て大なる[illegible]二三日[illegible]して後水
よりれ又二三日ばかりして[illegible]上なる[illegible]米粉と[illegible]
去こく又臘月八日豆に煮こ[illegible]煮湯に入

[illegible]煮て[illegible]湯の中にて煮こく[illegible]雜
煮と[illegible]武久しく煮て[illegible]煮湯に漬して米
豆粉と[illegible]用の[illegible]こく[illegible]性和と氣
と[illegible]塞[illegible]久しくとゝ[illegible]月中に二三日に一度水
を換へ[illegible]二月ばかり毎日[illegible]と[illegible]上よつ[illegible]方
米粉と去れい[illegible]換し奥あり
○臘月にて赤豆と煮て久しくして換せし[illegible]
赤豆と煮こ[illegible]大豆と[illegible]水と[illegible]入
飯食のあの後よりに[illegible]ありて[illegible]
[illegible]次第に[illegible]て[illegible]と能[illegible]氣

乃潰(くだけ)やすくしむる法　米一石と糯(もち)ひ多く合(まぜ)て蒸(むし)いて
能に乾燥してあらを河又は水とたきあてめて
乾(かわ)し白みくよく洗(あらい)て大抵法のごとく蒸より明朝
まて打てを用ひ粉いかのちうるあるとけてを
如無れい粉と功と多く不費(ふひ)して能熟し
豆汁不潰(つぶれ)して性全く味美なり冬夫と久し
くたきをよく蒸(むし)てしめんとされい大豆汁けぬを
てくすにする法　米麹の味噌しー　麦麹大豆とはかりよ
二三年一粒入れ味噌とす　白豆一斗と一斗五升
○白米糯乃醸法　大豆を石はと去炒て浸し

蒸(むし)て熟して上白乃米麹(こうじ)を石五升或石入塩三升
合(まぜ)よくくうとつき桶(おけ)に詰て是三年日えう色て
用ひ味極く甘く色白し
○五年米醸する法　大豆一斗麹一斗酒糟(さけかす)一斗
米糠(こぬか)一斗塩一斗右一つにつき合するなりぬいかりて
よし山米醸性極く勝れ病人に用てよ
多用すると考く能よし
○ぬうとと醸する法　米のぬうとあるて好くこれ
頻(しきり)に能して能して熟し打る河内と打まて
重(かさね)日多つきて河有あしぬう一石に塩一斗米

并蜜油のうとと入白ゆく練つきまぜ丸よし法氣
乃強うるとさゆ〜煎ふくも練てもはめてと
ちく〜重米年四月より丸新〜又白ゆ入つてもの
蜜入重へ〜

○又法　ぬうとゆうにかくこと大きあれ常の用
に油かけて丸しうあ煎ても練にくも入重十
又日許とへてかうし加白ゆ乃〜白ふくつきく
しきゆと塩ことふく白ゆくはき合せゆ法を煎よ
てを練にくを蜜入へと付重乃塩いなめてよき
うきんよ〜丸新ゆ法を久〜きとへて味変せ

奥加良法乃り藤中に氣帰つ又食滑〜うて
病人に用へ〜

○屠鬼と塩淹する法　屠鬼等の毛とぬきまて
膝と去洗うす毛接ゆ乃ゆ塩と下い入
又はうりを籠行みく塩と多くこと入又加ふ塩と
よく付足とつくとてつよ紙食せさうきにはうて
一夜とけ塩ゆきとうあり後紙よつきとと
苞よつきて法うさけ重入〜法ゆ新に塩淹の法如此
○塩漬鯖乃法　海鯖と鮭法こう塩と多くはき
桶よ入ゆめの切ゆ乃法ゆ一重とうあくと

合せ一服くすひ〳〵くして紙ぬり〳〵とかまに
又藁にて包て煮こゝろをもつて付たるくらけて
こゝに包縄をもつてかゝりけて一日ほす事
とりよせ打ぬして塩に紙ぬりて塩に紙ぬりする時つりさけ置
〳〵武赤土にて塩して置よし

○魚多搦漬乃法　魚多くの塩と付て水に入
一日一夜置　麹に漬るさい三度ほど塩に漬置
〳〵塩にて漬れハ搦〳〵にして　手後取出し
ふたをく塩と法去紙とぬくゝ多氣とぬくゝひ搦て塩
かハよりくひまんなる塩と用ひ魚多乃塩かゝれハ
ふたに漬して塩と出すして魚多と搦に漬くのち

とり〳〵と切て重へし切りとかるにふたの魚多のとき
月あゝの縄或ハ竹ゝくまハてよ〳〵すれ竹物
ほそ風引たるく搦に搦せされい魚多も搦せす
手物と二度用てをよ〳〵手附をくハ酒或
塩ふと加へやうけくよ

○雑鮓乃法　大ゝ切ゝ骨と去酒ゝ
漬さ手ふくゝなるゝ法〳〵ぬさ本〳〵手ふ
加むさ屋下ゝつけ重てよ〳〵紙ゝつくこゝの
ゝとこゝもつて重をよ〳〵酒ゝ漬せハ搦或ハ酒ゝひ出す

○鮓大根とゝろ法　中ゝ元初日蔵蓄の段と鮓ゝ

根の末を水縄の内に浸し水縄をよくく
風気乾をとりてこれを日数かさねて大きの
終りまて凡三十日をすきて三十日を久して
取出してこれを出すべしけく重へしひくく泡
あつ泡をとりてこれを風味甚佳
○胡蘿蔔乃つけ物と製法へしを法胡蘿蔔の
大なるを洗二三日日ごとに失ぬるを
つゝ重ねをきこれに浸漬てよし初より
ときをしつゝれい味多しして強しく久しくをきす
年暮をくゝつけてよし

人乃生魚のより薬毒の中の生魚と物をくく人のりて毒と
腐すれい口吾をたらす後ろ氏人のいまを毒と数片
にかをりて鍋月れのにかをんりつけ重ねをして煎
湯と数度泡をれい毒をのりかくれしこしてを推を
う世原毒量と又物の一凡中毒と泡をろうは煎湯
乃能をあくをきをもひえて後ろ泡のけ又煎湯と
入へしめけをれいは毒をすす
寒中の雪水と貯重へし雪水乃精英脆月と毒と
物の毒と入るる事なる中の物中にうつをををを
若ひ風気乃不假やうにをへし凡豚雪水の珈琲毒大く

治し一切の熱疾及瘧疾瘧毒癖腫の病を
治し目疾といへどもこれをいく油と作り膏を塗れば
甘美にして久しく腐敗せざるなり
世俗又大豆百果菜蔬乃種子を浸せば実多くして
豊年を生ずと且りにいさまず蔓て云蕾の疫疫流病
と治むと月令廣義に見えたり又腐雪水を
食麦とのりに煮て糊を作れば不黴
腐月に赤めたる香油と焼り塗すれば不入蟲月
墓に用て弥効あり婦人の産れば繋を早く出
産生ずる多く義を絡果の用をなすべし

これと用ること功他油に倍す又腐月の産腹を
助て膏薬を合すべし月令廣義に云
凡刀劍鏃戟等をとぐに十月より正月までのあいだ
水の根と切て豆腐おろし揮ハ絶もして根と共に
七月忍冬茎を納るべし
てのめハ瘡疥を病す
冬月甚寒して霜雪の若い来らざる冷て強記
或冬月氷て強く冷記とるるのあり白脂すくこと
微氣あるハ先を焼て冷灰と脂去て常人に用ゆ
脂

たの衣とこいくこれとつくてあの米と物煮しく
に入んとと煮すへし米ひゆまハ又他の袋に物煮し
たの米と入く煮すへし或ハとたきる竈の下に煮屎
と用ひそうしくわうにして多潦よりも目冠氣同く
後ハ薑湯温酒粥なくとなく入て保養すへし生ニんと
と温ずして火とんくあぶる時ハ冷氣と共ニ乳と牽く
而ハすす又雄黄燔硝等分と用て末と毒眼に点ず
猪肉鶏肉ハよくく十二月甲ある日と食ハるなくしての
鄭ものり月令度義ハよくく猪肉牡肉生椒と食すと
三月ハ蒸くの煤くの果菓と食ハるなかれ非と多食ハるなかれ

拘れ筋骨と食事かるれ事ハ岩叢書ハよくく鬱と合
すなかるまくと害すし牛肉と食すなかれ非と中
ふの蝕と食すなかるまくハ非氣と拘すし蝉蝦乃鄭と食
事なかれまくハ歳よくく月のくに草改と食へ
し他月これと食へハ病と成す
損軒乃後くの雑書の中注くまくの食物禁忌と説
くの多くし毎月某物と食へハ某病と生ひ
いふ所法湯薬の拘忌と成りくくし俗ハ成と
記す記ものふ元と云ふ古れ方書ハをいまくと記
さる所後家ハ草ハいまくと載ざるものもれ多くし考く

作すべき法とも見られども今は書りの雑書の法
はとをそのく載て人々披閲の便をうれ所者い
乃ち人々撰ぶくこれとも多特をとるよ上のこ
十二月乃ち候弟一愚小郷弟二鶏妃巣弟三雉妃鄙弟六
少名氏三候なり弟四鶏妃乳弟五鶏多屬候弟六
水澤腹堅弟七大名氏三候なり　右一年十二月ようとして
まゝ八月八日令及民氏書秋　七十二候なり七十二候の
法者多ゆゑ多ゆゑ
十二月屋敷乃到数少名六日小異反戦大名八与二大
異反戦之月令度者
日本紀時記巻之七尾

都鄙祭事記

正月

元日　梦平御節会　○二日　東西市祭　○松雛子　○八日
元多井厄除鞠会　○七日　梦平御節会　墓面山奏
才天祭　業橋川祭　○八月　十四日之後七日御修法
○十日　西宮祭　○十三日　南都仏経会　○十四日　十七
日上賀茂山田師子祭　○十六日　賀茂爆竹　清涼殿
地獄　河内国平野御弟　絶家国博多松雛子　○十六日
梦平御節会　弥勒寺大般若　清涼殿魔堂念仏
○十七日　伶人舞　○十八日　梦平爆竹　○十九日

八幡疫祭ある　廿五日より法花会○廿三日東山寺
修四天王会○初寅　熊野詣ある

二月

朔日　七日より南都西京四天王寺同十四日より三月堂行○四日
行幸ある○七日　十日より首楞厳の会○九日　十五日より
少納言修四天王寺経供○十日　少山麻苑寺参○十五日
涅槃会　渡城大織冠　東大寺四度参○十六日　後鳥
○廿日　渡辺ある○廿二日　天王寺伶人参○廿五日　法隆
寺参　少納言天神御願寺（吉祥院天満宮）　観音寺府天神参○
初卯　大原参ある○初午　稲荷　吉田社　東福寺

清水　和泉国水尾山初午参○上巳　春日参○彼岸会

三月

三日　禁中闘鶏　住吉御願　石山参　粟津参　土佐
御願　御願　○又日　一条寺参　仏光寺参○六日　一条寺
後参　今日より十五日まで清涼大会仏○八日　泉涌寺開山
忌○九日　水尾参　泉涌寺開山忌　釋迦の行○十日　今宮
安楽花○十一日　吉野金峰参　式部花見○十二日　今日より四
日まで天台神仏　日吉八王の　御願　今日より十四日まで善導大師
忌　東山永観堂　○十四日　五重塔仏　立ちまで○十五日　法隆寺
武州角田川大念仏　仏滅　涅槃会の会

○十九日　[illegible]義[illegible]拭　○廿日　東青仁[illegible]
[illegible]　安房　○中の午　初の午　[illegible]
[illegible]佛　[illegible]

四月

朔日　江刑[illegible]麻[illegible]　○二日三日　[illegible]の[illegible]の[illegible]　○四日
[illegible]　[illegible]田[illegible]　○八日灌佛　[illegible]門戒壇堂[illegible]　○
九日　清[illegible]　○十四日　[illegible]の法事　○十六日三
井寺[illegible]　○十七日　[illegible]刑和[illegible]　雜[illegible]踊
日[illegible]東照[illegible]　尾刑[illegible]古[illegible]
田[illegible]　○廿一日　[illegible]　○上刑　[illegible]

○上辰　八[illegible]　○上巳　[illegible]　江刑[illegible]　同[illegible]田[illegible]
○初申　大[illegible]　平[illegible]　○初酉　松尾[illegible]　○初[illegible]
○中子　[illegible]田[illegible]　○中卯　刑八[illegible]　○中辰　[illegible]日[illegible]
○中巳　[illegible]　○中午　[illegible]　江刑[illegible]の[illegible]　○中
申　[illegible]　[illegible]巳日[illegible]　[illegible]上[illegible]　○中酉　[illegible]
[illegible]　松尾[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

五月

朔日　[illegible]義[illegible]　刑松[illegible]　○[illegible]日[illegible]
[illegible]　[illegible]　○七日　[illegible]　○八日

[illegible]○十三日 惟朔[illegible]○十五日 今[illegible]○廿日
[illegible]○廿三日 坂[illegible]○廿八日 [illegible]
○晦日 祇園御[illegible]

六月

朔日 廿九[illegible]○二日 [illegible]の出撥 八日 ○[illegible]日
祇園会 [illegible] 今日より十四日[illegible]祇園
御[illegible]○十四日 祇園会 尾州[illegible]
[illegible]○十六日 尾州[illegible]
[illegible]○十七日 [illegible]

[illegible]○十八日 祇園御輿入○十九日 四条の[illegible]
[illegible]○廿日 [illegible]切○廿日 [illegible]の納[illegible]
○廿二日 [illegible]○廿三日 松尾祭[illegible]
[illegible]○廿四日 [illegible]○廿五日 [illegible]の出[illegible]
[illegible]○晦日 [illegible]
[illegible]

七月

朔日 [illegible]○六日 少[illegible]○七日 少[illegible]
壇[illegible] [illegible]
[illegible]入○八日 [illegible]○九日 [illegible]○十日 [illegible]

○十三日 十六日と表記 禁中 [illegible] ○十四日 禁中 [illegible] 十
五日 八幡安居の所 三井寺 [illegible] 英渠施餓鬼 今日
より明日と云 [illegible] 十七日と泉涌寺 [illegible]
帳 ○十六日 さうの大 [illegible] 大の字 松の [illegible] 和泉
永の大 松の [illegible] 自 [illegible] 九の [illegible]
勢別當 [illegible] 津と入 ○十七日 [illegible] 御堂
[illegible] 出 ○廿日 地蔵 ○廿日 [illegible] 別 [illegible]

八月

朔日 禁中 [illegible] 御 [illegible] 松尾 [illegible] 和泉国
村 [illegible] ○二日 堺天神 ○四日 [illegible] 天神

[illegible] 氣 [illegible] ○又日 [illegible] 別 [illegible] ○十又日
御 [illegible] 八幡 [illegible] 畑 [illegible] 八幡 [illegible]
[illegible] 七 [illegible] 川 [illegible] 大 [illegible] 川 八幡
[illegible] 長門 [illegible] [illegible] ○十八日 御 [illegible]
[illegible] ○廿二日 [illegible] ○廿三日 [illegible]
府 [illegible] ○廿四日 [illegible] ○彼岸

九月

四日 [illegible] 木幡 ○八日 泉涌 [illegible] ○九日 [illegible]
[illegible] 御 [illegible] 大坂 [illegible] 流
[illegible] 良 [illegible] 肥 [illegible] 法 [illegible] ○十日 [illegible]

大津宮修造奏　五條天神奏　高野口の文奏　伊勢国司奏
○十一日　伊勢太神幣　常陸国司奏　高麗王伊勢神宮奏　○十二日
左奏奏　○十三日　白川奏　○十五日　宗金奏　梨田口奏　河内神異
神社三年一度祭　河内国司奏　丹生奏　小倉奏　○十六日　東
山長谷奏　王宮奏　○十七日　摂州池田吳服漢部奏　○廿日　下毛
宮奏　名取奏　竹田奏　建仁門外夷奏　越前
の民　○廿二日　大阪定麻奏　流奏　○廿三日　太奏奏　○廿四日　国内神奏
本宮奏　神主奏　麻呂奏　別宮奏　○廿五日　天民流満宮浦
田奏　○廿六日　山奏　○廿七日　摂州神奏　○廿八日　摂州
五郡奏　○廿九日　月次奏　○廿日　安芸宮浦奏

十月

又日　奴人等逃亡　寺十人浄土寺浄寺十枚　○六日　勇知無福
寺法師　○十日　僧別　食料　十二月　無福寺　○十
三日　月蓮宗新作　○十四日　僧稚齋王院　霊宝　新創　今月
開始　○十六日　高福寺開基　○十七日　内侍所神楽　○廿日　江
戸新商人夷奏　四條寺土作　文殊　文殊　○中夷　出雲大社神
十一月

八日　ふいりう奏　猶義神の奏　○十三日　乗西奏　○廿二日　一百六十一五六三
廿四日　王宮　佛名　○廿四日　大師講　○廿六日　廿八日
毒日御奏　○隔日　二宮奏　○初申　大文殊奏　○中寅　新神奏

十二月

十五日 八幡安居頭 ○廿二日 大津寺一乗寺 ○十九日 廿四日
松尾山佛名經○晦日 祇園けづりかけ 諸方つゐな 和州
乃神楽 ○節分 五條天神參 吉田祭
此外國々の大祭未詳ことに多ければ今是をもらし
畢ぬ此書は只俗にしるべきを旨とせり
かくのごとし

歌鄙貝原事記焉

旹貞享五季戊辰三月上澣　雒陽書肆日新堂壽梓

日本歳時記敘

伊耆氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也葢聖人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之法也天下之事莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寖精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可
謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸
書亦庶乎爲授民敎時之一助然其所
載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也
本邦自古未聞言歲時之明且詳者故
民間往往失其故實而錯傳妖妄之說
者居多識者憾焉竊謂敎民授時在其
位謀其政者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細吏宜雖微賤復可
言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰
朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古令
編錄於事之覈實而便乎民用者書之
以和字家姪頗聰慧有編削之才彼之
攷古訂今闕其疑愼言其餘者愜我之
素志書稿屢換而輯錄已具於是乎予
暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

47.4.26 享目600

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多註誤亦不少後之學廣而聞多之君子改而正之則幸甚

貞享丁卯魁秋念日

貝原篤信書于筑前荒津之損軒